

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	入札説明書	5	III	5						本事業対象施設の概要	処理対象物⑥その他に動物の死骸とありますが、搬入される動物の種類及び1日当たりの平均数量をご教示願います。	鹿、猪等の大型な有害鳥獣については、搬入されません。野犬や野良猫等、小型動物の死骸のみ搬入されます。最大：10kg程度 頻度：月10頭程度 ※現況、猪・鹿の死骸が搬入されていますが、新施設移行後は大型有害鳥獣は受け入れないものとします。
2	入札説明書	13	IV	2	(8)	イ				概要説明会の開催	「概要説明会用資料等をもとに」とありますが、事前提出書類以外に当日用意すべきものがあるのであれば具体的にご教示願います。	入札説明書P12IV2(7)エの提出書類とします。
3	入札説明書	22	V	2	(2)	ウ				価格審査	「運営業務委託費の予定価格」が明示されておりますが、この価格は上限値として設定されているのでしょうか。	上限値であり、これを超える入札額の場合は失格となります。
4	入札説明書	23	VII	2	(1)					特別目的会社の設立	「運営事業者の本店所在地は本市内とすること。」とありますが、本施設内にて特別目的会社設立登記を行うことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	23	VII	2	(1)					特別目的会社の設立	SPCの本社所在地を本施設内としてもよろしいでしょうか。	本表No.4を参照してください。
6	入札説明書	23	VII	2						特別目的会社の設立	特別目的会社[SPC]設立に際して、資本金の最低金額等の指定があればご教示願います。	指定はありません。
7	入札説明書	28	添付2							事業実施区域	スケールのある図面を頂くことはできないでしょうか。また、CADのデータを頂くことはできないでしょうか。	入札参加資格審査通過者に対して提供します。
8	入札説明書添付資料-3	3/5	2	(2)						運営業務委託費	維持管理費は変更可能(年度間変更可能)となっておりますが添付資料-4-5-(2)における提案時の発注金額も含めて、運営期間を通じた維持管理費総額が変更なしであればよろしいですか。	当初契約時においては、単年度の積み上げによる全体の額で、契約します。運営業務委託費の支払いについては、「ごみ量変動及び物価変動」に伴う委託費の改定を各年度で行うものとしているため、単年度の清算となります。(3運営業務委託費の考え方 参照)
9	入札説明書添付資料-3	3/5	2	(2)						運営業務委託	事業者の提案する当初運営固定費について、年度間の金額のばらつきは特に定めなしとの理解でよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。
10	入札説明書添付資料-3	4/5	3	(3)						物価変動に基づく改定方法	物価変動について「改定を行わない」改定率の許容値があればご教示願います。	ご指摘の許容値はありません。
11	入札説明書添付資料-4	9/9	4	(2)						提案本市内発注額未達減額措置(設計・建設業務)	「未達が建設業者の責めに帰すことの出来ない事由」として発注先業者の自主的な値引きは含まれますか?	協議して決定します。
12	入札説明書添付資料-4	9/9	4	(2)						提案本市内発注額未達減額措置(設計・建設業務)	「未達が建設業者の責めに帰すことの出来ない事由」として市況の変化による資機材の価格低下は含まれますか?	協議して決定します。
13	入札説明書添付資料-4	9/9	4	(2)						提案本市内発注額未達減額措置(設計・建設業務)	「未達が建設業者の責めに帰すことの出来ない事由」として発注予定業者の都合により発注できない場合は含まれますか?	協議して決定します。
14	入札説明書添付資料-4	9/9	5	(2)						提案本市内発注額未達減額措置(運営業務)	20年間にわたる長期事業の為、提案本市内発注金額の3~5年毎の見直しは可能でしょうか?	不可とします。
15	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	-	用語の定義							車庫棟	用語の定義 本施設において車庫棟、庁用車庫棟の記載がありますが、第3章土木建築工事仕様においては車庫棟の記載はありません。車庫棟は必要無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書 第I編 設計・建設業務編の用語の定義を修正します。
16	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	1	第1章 第1節	2.	4)					敷地	搬入路である市道大浜16号線の道路改良工事は別途実施予定で本工事着工までには完了予定とありますが、具体的な工事予定期間をご教示願います。	敷地に係る道路改良工事は、平成29年11月頃完了予定です。搬入路の道路改良工事は、未定です。
17	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	2	第1章 第1節	3.	1)	(9)				生活環境影響調査	生活環境影響調査の報告書の閲覧は、いつ頃閲覧可能となるかご教示願います。	平成29年5月中旬以降を予定しています。
18	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	2	第1章 第1節	3.	1)	(9)				生活環境影響調査	最大排ガス量等内容を確認したく、生活環境影響調査の公表をお願いします。	平成29年5月中旬以降に公表される生活環境影響調査書でご確認下さい。
19	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	2	第1章 第1節	3.	1)	(9)				生活環境影響調査	生活環境影響調査において煙突の位置は制約されていないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
20	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(4)		井水	「井水は既存の井戸より揚水すること。」とありますが、各井戸の取水可能な量をご教示願います。	既存井戸の水量データはありません。過去の利用実績は次のとおりです。但し現在は不明です。 ・北側の井戸：水量不足のためポンプを撤去しました。撤去したポンプの設置深さは、52mです。但し、井戸の深さは不明です。 ・南側の井戸：水量は十分であり、旧施設(30t/16h×2炉)の運転に必要な水量の全量を賅っていました。井戸の深さは、77.6mです。現在、ポンプは撤去済みです。
21	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(5)		上水	水道利用加入金及び設計審査・竣工検査手数料が必要な場合は発注者様にてご負担いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の負担です。
22	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(4)		井水	ユーティリティ算出の判断材料とするため井水の最大採取可能水量ならびに最小量をご教示願います。また、年間の採取量の変動がわかる資料を頂けますでしょうか。	本表No.20を参照してください。
23	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	5.	4)	(2)		プラント用水	プラント用水について、井水、上水、雨水を使用するとありますが、既設井戸の汲み上げ可能水量は日間どのくらいで想定すればよろしいでしょうか。	本表No.20を参照してください。
24	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(3)		計画ごみ質	可燃性粗大ごみの年間搬入量及び想定される大型家具の最大寸法をご教示願います。	年間搬入量は100～120t/年、最大寸法は2m×1mです。
25	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(6)		計画ごみ質	計画ごみ質のその他に動物の死骸とありますが、大きさ、搬入形態及び搬入頻度をご教示願います。	本表No.1を参照してください。
26	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(6)		計画ごみ質	漂着ごみの搬入量及び搬入頻度・搬入物をご教示願います。	漂着ごみ搬入量等の参考値として以下に年度平均値を示します。 ・搬入物：流木、プラスチック ・搬入頻度：12月～2月(24回程度) ・搬入量：40～50t/年
27	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(6)		計画ごみ質	し尿処理脱水し渣、し尿処理脱水汚泥の搬入回数および1回当たりの搬入量(〇回/週、〇t/回)をご教示願います。また、搬入されているし渣及び汚泥の含水率・発熱量・組成・搬入車両のサイズ及び仕様も併せてご教示願います。	搬入回数は4～5回/週、搬入量は2～3t/回程度です。脱水し渣の含水率は約60%、湿量基準低位発熱量【LHV・WB】は約1,040kcal/kgです。脱水汚泥の発熱量等分析データは有りませんが、脱水機の性能保証値は含水率70%未満であり、湿量基準低位発熱量【LHV・WB】は約900kcal/kg程度を見込んでください。搬入車両は、アームロール車です。要求水準書添付資料-9(平成29年1月31日)を確認してください。
28	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(6)	②	動物の死骸	動物の死骸の大きさ(最大寸法)および搬入荷姿をご教示ください。	本表No.1を参照してください。
29	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	6	第1章	第2節	2.	1)	(6)	②	動物の死骸	動物の死骸とは犬・猫程度の小動物と考えてよろしいでしょうか。	本表No.1を参照してください。
30	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.	2)			搬出車両	(1)アームロール車の外形寸法及び引き上げ時に必要な寸法(平面、高さ)、アームロールを引き上げる車両寸法、(2)ダンプトラックの寸法をご教示願います。	(1)について、参照資料としてを市が所有する搬入車両一覧表を追加します。要求水準書添付資料-9(平成29年1月31日)を確認してください。アームロール最大高さ：3.0m コンテナ長さ：3.7mです。(2)については要求水準書添付資料-9(平成29年1月31日)に掲載されているパッカー車より、小さい車両で搬入されますのでこれを参考にご検討下さい。
31	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	2.	2)			計画ごみ質	表1-2の注釈で『表に示す計画ごみ質は主に収集可燃ごみおよび直接搬入可燃ごみを対象としたごみ質分析結果をもとに算出』とあります。①脱水汚泥や脱水し渣の発熱量や成分は加味されているものと解釈してよろしいでしょうか。②脱水汚泥、脱水し渣の測定分析データがあればご提示ください。	①については、ご理解のとおりです。②については、本表No.27を参照してください。
32	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.	3)	(1)		メンテナンス車両	ロングトラック(10t)と記載がありますが、本工事の場合、メンテナンスも事業者の所掌となることから、メンテナンスに使用する車種については事業者の提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.	1)			搬入車両	想定されているトラック、パッカー車の最大寸法(長さ×高さ×幅)及び空車重量をご教示願います。	本表No.30を参照してください。
34	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.	2)			搬出車両	想定されているアームロール車、ダンプトラックの最大寸法(長さ×高さ×幅)及び空車重量をご教示願います。	本表No.30を参照してください。
35	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第2節	3.	3)			メンテナンス車両	メンテナンスに使用する車両としてロングトラック(10t)が記載されていますが、本車両は貴市が常備しているものでしょうか。それとも、本車両の使用を想定して計画するというのでしょうか。	市では常備しておりませんので、使用を想定して計画願います。本表No.32を参照してください。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
36	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	8	第1章	第2節	4.	5)				運転方式	定期修理や点検時に安全な作業ができることを前提に、灰出し設備については2炉1系列としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
37	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	4.	6)				余熱利用設備	熱回収率10%のご指定がありますが、離島地域とし、平成25年度までの「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法として考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	4.	6)				通風設備 煙突	「外筒・内筒集合式」とはどのような形状でしょうか、ご教示願います。	要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p77 8.煙突 に記載のとおりです。
39	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	4.	6)				設備方式 表 1-5 主要設備	計装制御設備において「分散型自動制御システム(提案による)」と記載がありますが、これは分散型自動制御システム自体の見直しを含み提案できるものと解釈しますがよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 但し、システムの構成については、事業者の提案に委ねます。
40	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	4.	6)				余熱利用設備	余熱利用設備として燃焼用空気予熱・冷房を含めてもよろしいでしょうか?	要求水準書に記載のとおりとします。
41	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節						余熱利用設備	P.9及びP.11では、余熱利用設備として「場内給湯、暖房(熱回収率 10%)」とありますが、P.159では、「給湯設備は電気式」とご指定があります。余熱利用計画は、場内給湯、場内暖房で計画することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p159 7.2)を修正します。
42	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	7.					処理生成物の基準	焼却主灰の重金属、1,4-ジオキサン、PCBの溶出基準が設定されておりますが、基本的に焼却主灰で溶出基準を超えるごみが搬入されないとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 焼却主灰で溶出基準を満足しない事態が行った場合は、事業者の責任において溶出基準を遵守して下さい。
43	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	12	第1章	第3節	1.	1)	(7)			排ガス公害防止基準	排ガス公害防止基準に水銀が設定されておりますが、ダイオキシン類の処理に使用する粉末活性炭吸着及びバグフィルタで処理できる以上の濃度の水銀は搬入ごみに含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。 水銀濃度を満足しない事態が行った場合は、事業者の責任において基準を遵守して下さい。
44	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	14	第1章	第3節	2.	6)				緑化計画	事業実施区域に対する緑地面積の割合の指定はありますでしょうか?	要求水準書に記載のとおりとします。
45	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	20	第1章	第4節	2	2)	(2)	⑤		資材置場、仮設事務所	建設予定地付近に資材置場、仮設事務所設置場所として利用可能な土地はありますか?	現在は、把握しておりません。
46	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	23	第1章	第4節	2.	7)	(3)			構造設計担当者による管理	「構造設計担当者を現場に常駐させ」とありますが、1級建築施工管理技士の資格取得者を常駐させることでよろしいでしょうか。	本施設の設計業務において構造設計を行った担当者であり、1級建築施工管理技士ではありません。
47	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	23	第1章	第4節	1.	8)	(5)			地中障害物	既存焼却施設の杭・基礎等は撤去された状態で着工できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	23	第1章	第4節	2.	8)	(1)			ユーティリティ	電力、井水、上水、電話の本設までの接続工事について実施時期について制限はございますでしょうか。	特にありません。
49	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第4節	2.	8)	(5)			地中障害物	地中障害物の存在が確認された場合、その処分に要する費用は発注者様にてご負担いただくと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
50	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第4節	2.	8)	(9)			仮設工事	仮設事務所の設置場所として、隣接する五島市たい肥センターの敷地内を10m×50m程度提供いただけませんかでしょうか。	対応できるよう調整中ですが、次の2点を条件とすることが予想されます。 ①形状を変更した場合、原状復帰とすること。 ②進入部が狭小で、入口から約20mまでの傾斜は20度であること。
51	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	24	第1章	第4節	1.	8)	(6)			建設発生土の処分	敷地内の土壌は汚染されていないと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染の調査は未実施ですが、これまでの土地利用履歴や利用状況に照らし、土壌汚染の可能性は無いものと考えています。 ※旧施設の解体時に土壌汚染対策法第4条第1項に基づく長崎県知事への届出記載内容より。
52	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	1.	6)				試運転	『・・・必要ごみ量については本市と事前に協議し、確保すること』と記載がありますが、受注者が貴市に試運転時に必要ごみ量を事前に伝え、そのごみ量を確保するのは貴市であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	28	第1章	第6節	3.					試運転及び運転指導に係る費用	焼却灰および処理灰については、貴市の要求する性能が確認できるまでの間は場内に保管するものとし、 ①その保管に関する費用は事業者の負担と解釈してよろしいでしょうか。 ②その際はフレコンバッグにて保管する計画でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、試運転等に支障のない範囲で建設事業者提案に委ねるものとします。
54	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第7節	1.	1)				引渡性能試験	1)引渡性能試験条件 (3)に「引渡性能試験は・・・各炉1日(24時間)以上とする。」とありますが、4)引渡性能試験 に「試験期間は全炉運転で連続2日以上行うこと。」とあります。引渡性能試験は2日以上行い、排ガス分析等の性能保証事項を2日間のうち1日で行うことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
55	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	29	第1章	第7節	1.	3)	(3)		予備性能試験	予備性能試験成績書は処理実績及び運転データを整理して作成するとありますが、予備性能試験は第三者機関での測定等は行わず、ごみ処理量実績や現有分析計での測定結果にて確認すると解釈してよろしいでしょうか。	予備性能試験は、引渡性能試験条件に準ずるものとします。 要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p29 3)予備性能試験を修正します。
56	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	31	第1章	第7節	2.				表1-10引渡し性能試験方法(1/3)	熱灼減量について水和物による影響を考慮し、乾灰での値を保証値とし、湿灰での値は参考値としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
57	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	31	第1章	第7節	2.	2)	表1-10	4	焼却主灰の熱灼減量	焼却主灰の熱灼減量のサンプリング場所が焼却主灰移送コンベヤ出口付近とありますが、湿灰でサンプリングした場合、水和物による影響で実際より高い値が出てしまうことがありますので、後燃焼装置出口シュートで乾灰によるサンプリングとしてもよろしいでしょうか。	本表No.56を参照してください。
58	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	32	第1章	第6節	2.				表1-10引渡性能試験方法(2/3) 10 ガス温度等	校正のタイミングは、炉の焼却運転中は困難なため、立上前に行うものとし、適切な標準温度計を用意し、この測定値との室温1点比較にて行う計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	33	第1章	第7節	2.				表1-10引渡し性能試験方法(3/3)	非常用発電機について、『非常用電源にて立下げを行う』とありますが、非常用電源で安全に炉が停止することを確認し、立下げは商用電源が復帰してから行うものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	33	第1章	第7節	2.				表1-10引渡し性能試験方法(3/3)	熱回収率について、『計画ごみ質の範囲において熱回収率10%以上を確認する』とありますが、基準ごみ、2炉運転時に10%以上を確保するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	42	第2章	第1節	1.	1)	(2) (3)		歩廊、階段	敷地面積や機器配置の都合上、歩廊通路幅や階段角度について、一般廃棄物処理施設で実績の多い、主要通路1000mm以上、一般通路800mm以上、階段角度45°以下として計画してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
62	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	44	第2章	第1節	3.	2)			外装材板厚	外装材の板厚を0.5mm以上とのことですが、その理由をご教示願います。	要求水準書に記載のとおりとします。
63	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	1.	3)	(4)		操作方式	「[カード操作による全自動、押ボタン式]」とありますが、どのような方式をお考えでしょうかご教示願います。	建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
64	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	1.	5)	(4)		ICカード枚数	ICカードの納入数について、現在ご使用中の枚数もしくは、ご計画中の枚数の概略数をご教示願います。	前段については考慮しないものとしてください。 後段については建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
65	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	1.	5)	(10)		トラックスケール 特記事項	外部表示器にごみ等搬入物区分や搬入区域等の表示も検討という事ですがデータ数はどのくらいになりますでしょうか。	建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
66	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	48	第2章	第2節	1.	5)	(19)		トラックスケール 特記事項	プラットフォーム設置の小型計量機等による混載ごみの計量結果を反映できるシステムというのは手動で計量結果を入力するような対応でよろしいでしょうか。	自動で反映されるシステムを想定しています。
67	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	49	第2章	第2節	1.	5)	(19)		小型計量機	小型計量機について、積載物寸法、重量、形状等の計画仕様がありましたら、ご教示願います。	建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
68	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	49	第2章	第2節	2.	4)			小型計量器	小型計量器は計量法に準拠したものを計画するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	50	第2章	第2節	2.	5)	(13)		プラットフォーム	「安全標識及び本市が指示する標識を設けること」とありますが、貴市が指示する標識とは具体的にどのような標識を想定されているかご教示願います。	建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
70	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	51	第2章	第2節	4.	3)	(3)		ダンピングボックス	操作方法として「手動、自動」とありますが、安全性を考慮し、操作方法は「手動」のみとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
71	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	51	第2章	第2節	4.	1)			ごみ投入扉 形式	観音扉式とありますが、4枚折戸形としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	54	第2章	第2節	7.	2)			ごみクレーン	数量が2基とありますが、1基でもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
73	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	59	第2章	第3節	4	2)			炉駆動用油圧ユニット	メンテナンススペース確保の観点から機器点数を必要最小限に抑えたいと考えます。炉駆動用油圧装置を1ユニット(1,2号共通)とし、油圧ポンプ:3基(1号、2号、共通予備)への変更は可能でしょうか?	要求水準書に記載のとおりとします。
74	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	63	第2章	第3節	7.	3)			助燃バーナー	「焼却炉立上げ時において、本装置のみで850℃まで昇温出来ること。」とありますが、かなりバーナーの容量が大きくなります。ごみに着火し迅速に850℃まで昇温できる容量と考えるとよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
75	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	71	第2章	第6節					熱回収後の温風排気	熱回収後の温風排気は煙突又は、大気開放どちらでも可能との考えでよろしいでしょうか?	建設事業者の提案に基づき協議するものとします。
76	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	75	第2章	第7節	4.	5)	(7)		風道 特記事項	「入(出)ロダンパとの起動インターロック、誘引送風機とのインターロックを設けること」とありますが、誤記と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p75 4.5) (7)の特記事項を修正します。
77	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	75	第2章	第7節	5.	3)	(2)		煙道 主要項目 材質	厚さ6mm以上とありますが、当社実績より10年以上交換を行っていない4.5mm以上に変更することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
78	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	78	第2章	第7節	8.	5)	(10)		煙突 特記事項	煙突の外筒頂部まで手摺り付階段を設置するとありますが、最終の外筒の床レベルに降りるのは、タラップとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
79	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	79	第2章	第8節	2.	5)	(1)		主灰押出装置	空気の漏洩を防止し、焼却炉内圧を維持しながら焼却主灰を冷却し、適度な湿度を与える機能を満足することを条件に、灰押出機以外の形式を提案することは可能でしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
80	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	81	第2章	第8節	4.	3)	(2)		主灰バンカ	容量は3日分以上のご指定がありますが、基準ごみ時と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の計画ごみ質とします。
81	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	81	第2章	第8節	4.	5)	(8)		アームロール車コンテナの保管場所	アームロール車コンテナの保管場所への運搬は貴市が行っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。(運営事業者でアームロール車の保有は不要)	ご理解のとおりです。
82	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	85	第2章	第8節	9.	3)	(2)		飛灰処理物バンカ	容量は3日分以上のご指定がありますが、基準ごみ時と解釈してよろしいでしょうか。	本表No. 80を参照してください。
83	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	89	第2章	第9節	5.	2)	(2)		雨水排水処理設備	「簡易浄化装置及び藻の発生を抑制する薬剤注入装置を付帯させること。」とありますが、P.95では「雨水排水処理設備(必要に応じて)」と記載されておりますので、必要に応じて計画すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	91	第2章	第10節	1.	2)	(2)		ごみピット排水移送ポンプ	「(2)数量 2基(交互運転)」とありますが、腐食の可能性を考慮して、1基は倉庫保管で計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
85	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	97	第2章	第11節	1.	1 6)	(1)~(4)		鋼板材	SS400となっておりますが、SPHC(熱間圧延鋼板)使用可としてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
86	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	98	第2章	第11節	3.	2)	(3)		高圧受電盤	③接地開閉装置とは⑤避雷器用接地回路開閉器のことでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	102	第2章	第11節	5.	1)	(1)		動力制御盤	形式:コントロールセンター方式とありますが、電磁集合盤としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
88	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	102	第2章	第11節	5.	1)	(1)		動力制御盤	コントロールセンター方式と記載ありますが、動力制御盤方式で計画しますがよろしいでしょうか。	本表No. 87を参照してください。
89	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	106	第2章	第11節	6.	3)	(4)		発電機制御装置	周波数及び回転数は、現場及び中央制御室の双方において調整可能なものと記載ありますが、対象は非常用発電機です。本項は適用されないものと解釈しますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	106	第2章	第11節	6.	3)	(4)	②	発電機制御装置	非常用発電機は、エンドユーザによる周波数、回転数の調整が不要な全自動制御が一般的です。そのため機側、遠隔外部より周波数、回転数の調整可能な機種は流通がありません。この項目については「調整可能」を「異常の有無を確認可能」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	116	第2章	第12節	3.	4)	(3)	⑤⑥	ITV装置	音声機能とは、カメラにマイクを設置し、その音声を中央制御室でモニタ可能とする機能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	118	第2章	第12節	5.	3)	(4)	①	ごみクレーン制御装置	ピット火災報知器温度情報については、放水銃制御盤の扉パネル上のモニタに表示する計画を提案してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答	
93	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	124	第2章	第13節	7.	4)	(2)			洗車設備	バッカー車の内部洗浄とありますが、洗車予想台数、水質などにつき、実績値があればご提示願います。	1日の最大洗車予想台数は以下のとおりです。 ・バッカー車：15台 ・アームロール車：1台（コンテナ3台） ・その他トラック等（軽～4tトラック）：10台 水質（井戸水）については、要求水準書添付資料-7 を参照してください。	
94	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3.					洗車棟	搬入車両1台以上が、同時に洗車等の作業を行える洗車棟を確保するとありますが、P.142の洗車棟には同時洗車台数は2台以上とありますので、2台以上が正と解釈してよろしいでしょうか。	同時洗車台数は1台以上とします。 要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p142 (3)②同時洗車台数を修正します。	
95	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	130	第3章	第1節	3.	1)	(1)	④	表3-1	4	洗車棟	要求水準書 第I編 設計・建設業務編 P142 第3章 第2節 2. 3) (3)洗車棟 ②同時洗車台数で[2]台以上とありますが、P130 表3-1 4 洗車棟では、「搬入車両1台以上が、同時に洗車等の作業を行える洗車棟及び待機スペース1台以上を確保すること」となっています。どちらを正とすればよいかご教示願います。	本表No.94を参照してください。
96	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	154	第3章	第3節	1.	2)	(4)				施工計画	要求水準書添付資料-2によると、多孔質玄武岩層が分布しており掘削工事に、発破工法を採用することは可能でしょうか。	協議により決定するものとします。
97	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	154	第3章	第3節	1.	1)	(2)				粗造成	粗造成の仕上レベルをご教示願います。	以下に示すとおりとします。 ・施設解体部分：碎石等により埋戻し ・その他敷地部分：現況の路盤高さまで、砂質土により埋戻し
98	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	156	第3章	第3節	3.	1)					本施設運営に必要な～	「既存井戸を利用して再整備」と記述がありますが、現在の取水状況と取水量をご教示ください。	本表No.20を参照してください。
99	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	159	第3章	第4節	5.	2)	(3)				消音設備	消音設備とは壁掛型擬音装置と考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の提案に委ねます。
100	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	161	第3章	第5節	1.	5)					建築電気設備工事	煙突高はGL+59mであるため建築基準法で定めるところ航空障害灯は不要となりますが、建設場所周辺に空港がありますことから航空障害灯の可否については教示願います。	現在確認中のため、第2回質問回答時に公表します。
101	要求水準書 第I編 設計・建設業務編	161	第3章	第5節	2.	1)					動力設備工事	建築電気設備における動力設備工事においてコントロールセンター方式と記載ありますが、一般的ではないためこれを動力盤方式に変更させていただきます。	要求水準書 第I編 設計・建設業務編 p161 2. 動力設備工事を修正します。
102	要求水準書 第II編 運営業務編	5	第1章	第3節	10.	10)					運営事業者は、～	健康診断の結果を本市に報告との記載ですが、個人情報保護の観点から本人が特定できない報告方法でもよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
103	要求水準書 第II編 運営業務編	10	第1章	第4節	5.	7)					次期運営事業者への運転教育	次期運営事業者に対する最低3ヶ月の運転教育は、本事業運転期間内に行えるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書 第II編 運営業務編	10	第1章	第4節	5.	7)					運転教育	「最低3ヶ月間の運転教育」とありますが、事業運営期間中と考えてよろしいでしょうか。	本表No.103を参照してください。
105	要求水準書 第II編 運営業務編	10	第1章	第4節	5.	7)					次期運営事業者に対し～	業務の履行期間（事業期間）中に実施するものと考えてよろしいでしょうか？	本表No.103を参照してください。
106	要求水準書 第II編 運営業務編	10	第1章	第4節	5.	7)					次期運営事業者に対し～	次期運営事業者への運転教育に用いる費用負担は、事業者の提案又は3者（貴市、次期運営事業者、運営事業者）の協議の上、決定すると考えてよろしいでしょうか？	運営事業者の負担です。
107	要求水準書 添付資料-1 現況図										解体工事発注仕様書	既設建屋の解体工事発注仕様書を戴けないでしょうか。	参照資料としてを解体工事発注仕様書を追加します。 要求水準書添付資料-10（平成29年1月31日）を確認してください。
108	要求水準書 添付資料-1 現況図										既設井戸の図面	既設井戸の図面があれば戴けないでしょうか。井戸径、深さ、ポンプ仕様等が分かるもの。	図面及び井戸径の情報は有りません。 その他については本表No.20を参照してください。
109	要求水準書 添付資料-1 現況図										地下構造物	既設施設の地下構造物（ごみビッド底盤、杭、基礎等）は全て撤去されていると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	要求水準書 添付資料-1 現況図										撤去範囲	門扉、ポンプ小屋、アスファルト舗装も撤去されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 添付資料-1 現況図										地中障害物	万が一、地中障害物があった場合は撤去費用は本工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	本表No.49を参照してください。

第1回 入札説明書等に関する質問回答(入札参加資格以外に関する質問への回答)

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
112	要求水準書 添付資料-1 現況図								土留め	既設建屋地下構造物撤去のために、土留めを行っている場合は土留平面、断面図及び仕様の提示をお願いします。	土留めは行っていません。	
113	要求水準書 添付資料-1 現況図								上空障害物	施設西側付近で敷地境界外の木の枝が敷地境界内に成長していますが、これらの上空障害物も全て撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。	地権者に了承を得ていますので、撤去は可能です。撤去時は地権者に再度確認し、建設事業者負担において対応してください。	
114	要求水準書 添付資料-1	-							添付資料のCADデータ	要求水準書添付資料のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	本表No.7を参照してください。	
115	要求水準書 添付資料-1	-							事業実施区域	既設入口として使用していた範囲を、本工事でも入口設置可能範囲とすることは可能でしょうか？	要求水準書添付資料-1 事業実施区域図 ーインフラ計画図ー に記載された、出入口設置可能範囲内に設置してください。	
116	要求水準書 第I編 設計・建設業務編 第II編 運営業務編								wordデータ	要求水準書(設計・建設業務編)、要求水準書(運営業務編)のwordデータを頂けますでしょうか。	ワードデータの提供はしていません。	
117	要求水準書 I編II編									PDFデータ元のwordデータを頂くことはできないでしょうか。	本表No.116を参照してください。	
118	落札者決定基準書	6	3	(2)	ア	3.	(2)	①		地元企業への発注	様式7-25で提出した地元企業から他の地元企業への変更は可能でしょうか。	可能です。
119	落札者決定基準書	6	3	(2)	ア	3.	(2)	①		地元企業への発注	様式7-25で提出した地元企業(一次下請け)の仕事の一部を他の地元企業(二次下請け)に発注することは可能でしょうか。	可能です。
120	落札者決定基準書	6	3	(2)	ア	3.	(2)	①		地元企業への発注	地元企業の数配点基準に影響するのであれば配点基準をご教示願います。	ご提示の「配点基準」が指摘する部分が不明ですが、ご指摘項目(表-2, 3, (2)①)の評価の視点は落札者決定基準のとおりです。
121	落札者決定基準書	6	3	(2)	ア	3.	(2)	①		地元企業への発注	地元企業がSPCに参加し構成員になることは加点対象になるのでしょうか。	ご指摘項目(表-2, 3, (2)①)の評価の視点は落札者決定基準のとおりです。
122	落札者決定基準書	7	3	(2)	イ					審査項目の採点基準及び得点化方法	採点基準は、選定委員会委員の平均点で行なわれるのでしょうか。	ご提示の「採点基準」が指摘する部分が不明ですが、ご指摘項目(3, (2)イ)の得点化に用いた方法(合議または平均)については、落札者決定後に公表します。
123	基本協定書(案)	1	第3条	第1項						事業契約の締結	「平成29年7月を目途にこれを仮契約として締結するべく最大限努力する」とありますが、もし仮に事業者選定のスケジュールが遅れた場合に、目途となる年月は遅れに伴い、時期が後ろにずれる修正がなされると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	様式集 様式8-8									20年間の修繕工事費	入札説明書6頁に「30年間に亘って使用することを前提として設計・建設業務及び運営業務を行う」、「事業期間終了時の措置について、運営開始後16年目の時点において、本市および事業者は協議するものとする」と記載がありますが、20年間の修繕工事費は焼却炉の更新等を含めた大規模修繕費を見込まず、16年目以降の協議時に別途工事として補修内容を含めた検討を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご提示の「大規模修繕」が指摘する部分が不明ですが、本事業の予定価格には、本施設を30年間に亘って使用することを前提として、事業者が実施する設計・建設業務及び20年間の運営業務を行うための全ての費用を含んでいます。
125	提出書類の作成要領	1	1	(1)						共通事項	正本は、厚みに関係なく提出図書を全て袋綴じにして1冊形式で提出するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	提出図書の作成要領	1	1	(1)						共通事項	「副本は書類毎に調製し簡易ファイルに綴じ」とありますが、書類毎とは(3)に記載されている ・基礎審査に関する提出書類(様式6-1~11) ・非価格要素審査に関する提出書類(様式7-1~27) ・事業計画に関する提出書類(様式8-1~12) と理解してよろしいでしょうか。	本表No.125を参照してください。
127	提出図書の作成要領	1	1	(1)						共通事項	「副本は書類毎に調製し簡易ファイルに綴じ」とありますが、簡易ファイルとは具体的にどのようなファイル(製品)を指すのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
128	提出書類の作成要領	10	3	(1)	⑤					共通事項	「ページ数に制限がある場合には、遵守すること。」とありますが、非価格要素審査に関する提出図書で添付資料での補足説明も禁止ということでしょうか。また、添付資料での補足説明が可能な場合は、評価対象となるのでしょうか。	補完説明するための資料の添付を認めません。
129	提出書類の作成要領	10	3	(1)	③					補足資料	補足資料について、枚数や様式等の制限があればご教示願います。	本表No.128を参照してください。
130	現地見学会時における疑問点										県道49号からの事業実施区域までの市道大浜16号線における整備範囲および実施時期を教示願います。	L=396mの整備を計画していますが、実施時期は未定です。